

第4回特定複合観光施設(IR)に関する有識者懇談会 議事録

日時：平成31年1月21日(月) 9:30～11:30

会場：TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前
会議室「チューリップ」

1 開会

■本間観光振興監

おはようございます。それでは定刻となりましたので、ただいまから、第4回「特定複合観光施設(IR)に関する有識者懇談会」を開会いたします。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、ご多忙の中、また悪天候の中、本懇談会にご出席いただきまして、心より感謝申し上げます。事前に構成員の皆様方にもご確認いただいておりますが、道では、これまでの懇談会でのご議論等を踏まえまして、現時点での「IRに関する基本的な考え方」を整理いたしまして、たたき台を昨年11月末に公表させていただいたところでございます。

本日の懇談会では、事務局からこの道の「たたき台」と、国の有識者会議で12月に取りまとめられました「主な政令事項に係る基本的な考え方(案)」につきまして説明させていただいた後、皆様にご議論いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は、東洋大学国際観光学部の矢ヶ崎様は所用のため、10時15分頃のご到着ということでございますので、よろしくお願いいたします。これより先の進行につきましては、小磯座長にお願いいたします。小磯座長、よろしくお願いいたします。

2 議事

「IRに関する基本的な考え方」について

■小磯 修二 座長

皆さん、おはようございます。今、本間さんからもお話がありましたが、今日の議題は「IRに関する基本的な考え方」ということで、これは今年の11月に道の方でたたき台として取りまとめられました。それを本日、懇談会でご議論したいというのが主な議題でございます。ではさっそく、議事に沿って進めたいと思います。初めに、事務局の方から、「IRに関する基本的な考え方」についてのご説明をお願いします。

■榎誘客担当局長

道庁観光局の榎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは本日の資料でございますが、資料1-1といたしまして、基本的な考え方(た

たき台)の概要版、また資料1-2として詳細版として資料をお配りしております、この資料1-2に基づきまして説明をさせていただきます。

昨年の7月、有識者懇談会を設置させていただきました、ここに項目を載せております、北海道IRの基本コンセプト、優先すべき候補地、社会的影響対策の方向性、それぞれこの3つのテーマを主要議題といたしまして、3回有識者懇談会を開催させていただきましたところでございます。それぞれの懇談会におきまして、事務局より検討資料をご用意して、それをベースに皆様からのご意見・ご助言をいただいたところございまして、それらを踏まえまして、改めて事務局で再整理をして一つの資料として取りまとめたのがこの資料、という位置づけになっております。下段に「本資料は、北海道へのIR誘致を前提としたものではなく、IRを誘致する場合に想定される諸課題への対応方向を整理したもの」と記載しておりますが、この有識者会議自体、誘致を前提とするということではなく、皆様に誘致の是非も含めた中で、それぞれの課題についてご意見を賜るというような形で、そのアウトプットとしてこの資料を位置付けているということをご理解いただけたらと思います。下段に書いてありますとおり、このたたき台をもとに今回の有識者会議で皆様のご意見を伺うのはもとよりですけれども、後ほどご説明いたしますが、地域説明会等でこのたたき台について幅広い方々のご意見を伺いながら、更に検討を進め成案として取りまとめていきたいと考えております。

それでは早速内容についてご説明させていただきます。1ページ目をご覧ください。北海道のIRの基本コンセプト(1)といたしまして、IR導入の意義及び着眼点ということで整理をしております。まず国が導入を目指す日本型IRについてでございます。日本型IRについては、カジノがかなり注目を浴びているということで、改めて道におきましてもしっかりと整理をしていきたいということで、国が目指すIRにつきましましては、この下の図に示しておりますとおり、MICE、宿泊、ゲートウェイ、いわゆる送客機能、日本の魅力のショーケース、これを「魅力増進機能」と国は言っておりますが、そうした新たな観光資源につながる施設が中核施設として位置付けられておきまして、これらの施設を収益面で下支えするものとしてカジノを位置付け、カジノを厳しい規制の中で設置することを認める、というものが日本型IRでございます。国もこうした中核施設において、これまでにないスケール・クオリティーを目指しておりますので、その原動力としてカジノを位置付けております。これらを民間主体で整備・運営することによって、観光先進国としての日本を実現していくというコンセプトが示されているところでございます。

日本型IRを北海道に導入した場合、どういう着眼点が考えられるのかということで、まず効果の面では、インバウンド及び国内市場の開拓・拡大、観光消費の拡大、北海道の課題であります観光の季節格差・地域偏在の是正にもつながることが期待されており、そういった効果を最大化していくことが着眼点につながると考えております。

また一方で、カジノについては、厳しい規制が引かれている中ではありますけれども、

国民レベルの中でもまだまだ懸念がございます。そうした影響を最小化していく部分を今後、道としても誘致する場合には、しっかり検討していくべきだという整理をさせていただきました。

続きまして2ページの導入効果の部分でございますが、左側に定性的な形で整理させていただいておりますけれども、まず観光客の受入拡大につながるということです。これについては先ほど申し上げましたとおり、これまでにないスケール、クオリティーを備えた施設を整備するということで、新たな観光客の誘致、リピーターの拡大などにつながる可能性を期待しているところでございます。ちなみにシンガポールで10年ほど前に設置されたIRが2か所ございますが、年間国内外の来客数は6,500万人という非常に大きな数字でございます。そうした部分も期待される効果の裏付けとして位置付けられるものと思います。

また、観光消費の拡大、受入拡大と合わせまして、付加価値の高い集客施設をIRに設置するというので、一人当たりの観光消費額もかなり期待できるのではないかとということでございます。これもまたシンガポールの例になりますけれども、IR設置後の観光消費額が1.8倍になっている。特に外国人に限定いたしますと30倍というような数字もできているとのことでございます。

③、④といたしまして、地域偏在の解消、季節格差の解消がございます。北海道に特有、または北海道で非常に大きな問題でございますが、こうしたものについても、IRで設置が義務づけられております送客機能というものもでございます。また、任意で設置できます通年のエンターテイメント施設を民間の創意工夫のもとで整備することによって、北海道の長年の課題の是正にもつながるものであると。こうした形で整理をさせていただいております。

右側には定量的な効果ということで、一昨年に道が行いました調査結果の概略を載せてございます。まず、北海道にIRを設置した場合の訪問者数ですが、年330万人から最大で860万人。これは誘致に名乗りを上げております釧路、苫小牧、留寿都の3地域をモデルに試算をしたものでございまして、最大では苫小牧の860万人、また売上高では同じく苫小牧で1,560億円というふうな高い数字が出ております。また、この需要予測を前提として試算をした経済波及効果については、最大で2,000億円、就業誘発人数は最大で2万1,000人という高い数字が出ています。また、下段に税収効果と記載しておりますけれども、IRの制度の中でカジノの入場料収入は日本人6,000円で、その半分の3,000円が地方自治体に納付されるということ、また、カジノ全体の収益の納付金30%のうちの半分、15%が地方公共団体に納付されるということで、それらを合わせますと最大で234億円というふうな数字も試算されております。こうしたことをみると、道内全体への経済インパクト、また、公的な収支にも非常に貢献が期待されるものでございます。ただ、この経済効果、税収効果については、まだ前提が不確かな時点での試算でございます。この懇談会でもご議論いただいたように、今後更に候補地を特定、あるいは地方

の要件に沿った高い確度のコンセプトを設定した中で、より精緻な需要予測、経済波及効果を試算する必要があるということで、下段に整理をさせていただいたところでございます。

続きまして3ページ目でございます。北海道は現在、「観光のくにつくり行動計画」というものを持っておりまして、そこで目標値を設定しております。2020年の目標値ですけれども、全体の観光入込客数を平成29年の5,600万人を6,000万人、観光消費額については一人当たり12,865円、これを14,000円まで上げる。観光総消費額では2兆円を突破するといった目標を掲げているところでございます。この目標自体非常に高いものではございますが、IRを整備することによって、この目標の更に上を目指すことも可能になるということで記載しております。IRについては、2020年代半ば以降の開業予定と国も説明しておりますけれども、道においてもIRを誘致する場合には、そうした部分も想定しながら更に高い目標設定というものをしていく必要があるということでございます。

続きまして、4ページ以降に具体的なコンセプト、北海道に相応しいIRの機能・施設ということで記載をしております。全体のコンセプトでございますが、まず北海道として日本の他地域にない優位性というものがございます。下に写真で示しておりますけれども、ウインターリゾート、自然、アイヌを中心とする歴史文化、食。そうしたものを存分に活かしたアジア・オンリーワンの統合型リゾートを目指すということ。また、何度でも訪れたい魅力ある空間を創造する。3番目といたしまして、IRを核としたクオリティーの高い周遊観光を促進する。この3点を基本的なコンセプトと位置付けまして、中核施設の規模や施設をこういったコンセプトをもとに整備をしていくといった方向性です。それぞれの施設の方向性について、次ページ以降に記載しています。

まずMICE施設です。MICE施設につきましては、国が政令でより詳細な要件・基準を定めるということになっておりますけれども、そういった要件を満たすことを前提に宿泊施設、アミューズメント施設等の一体的な整備を行っていくということです。また、M、I、C、E、下に書いておりますミーティング、インセンティブ旅行、コンベンション、エキシビション、それぞれの分野に応じた多機能型の施設整備を目指していくと。3点目として、道では現在、道内の数か所の地域とMICE誘致推進協議会ということで、地域連携でMICEの誘致に取り組んでおりますけれども、そういった部分と、今後札幌に建設予定の国際会議場などを、IRと連携させながら北海道全体のMICE戦略を構築し、MICEの誘致の裾野を広げていくという考えでございます。具体的には次のページに模式図で示しておりますけれども、これまでに北海道に規模の関係で呼ばなかったような政府系国際会議、大規模イベントなどを誘致戦略の中核として位置付けて、国内外、特にアジアからのインセンティブツアー、研修旅行等をこれまで以上に誘致をやっていく、その核となるものにIRの中のMICE施設を位置付けてまいりたいと。また、IRのみならず、道内各都市の施設、札幌の施設、そういう所と組み合わせながら、同時期に多くのイベント・会議等を開催できるような北海道全体の受け皿を拡充していくということ

考えているところでございます。

続きまして宿泊施設であります。これについてもMICE施設と同様に、宿泊施設の規模の基準が今後国の政令で示されることとなりますけれども、それを基本にこれまでの北海道には足りなかったVIP層の満足度に応えられるようなハイグレードなホテル、規模もクオリティーも含めてホテルを作っていく。それとともに、一般の宿泊客にも様々なニーズがございますので、そういったものにも対応できるもの。また、北海道らしい体験型の宿泊施設などを一体的にIRの中に整備していきたい、ということで取りまとめているところでございます。また、こうした宿泊施設をMICE施設と一体的に整備し、さらにユニバーサルデザインも重視していくことで付加価値を高めていくような方向性を示しているところでございます。

続きまして、魅力増進施設、ショーケース機能でございますが、ここでは北海道の優位性をいかに活かしていくかということを中心に、北海道の多彩な地域資源、食であったり、自然であったり、文化、スポーツ、そういったものを丸ごと体感できるクオリティーの高い機能・施設を常設してはどうかということです。それらに加えて、IR訪問者に対して、本物をご覧いただくということで、これは送客機能にもつながりますけれども、オブショナルツアーをIR内でもコーディネートしていく。それとともに、VR、ICT、IoTなどの先端テクノロジーを活用して、イノベーションの創造に寄与していく。また4番目として、北海道は非常に弱いといわれておりますけれども、特に外国人にニーズの高いナイトエンターテインメントもIRの中で確保できるようにしていく、そういった方向性も示させていただいているところでございます。

続きまして、送客機能でございます。IR整備法の中でも、全国への送客ということが日本型IRの目玉として位置付けられておりますけれども、北海道内でも広域性があるということで、まずはIRから道内各地域への送客機能を高めていくということを基本におき、またその上で東北や関東など、日本全体への送客機能に高めていくという方向性を考えております。これをハード・ソフト両面から考えていく必要があると思っております。ハード面で申しますと、まず北海道の二次交通、非常に現在課題も多いところでございますが、IRの整備を機にIRから各二次交通への結節点のアクセス性や利便性などを機能強化していくという方向性。また、ソフト面では周遊観光のワンストップサービス機能を設けていく。IR内に設けてIRに訪問される方が気軽に道内観光を楽しめるような機能もIRの中に設けていくということでございます。以上が北海道IRの方向性として現時点でまとめている方向性でございます。

続きまして、2番目の論点、優先すべき候補地についてでございます。検討の着眼点といたしまして、現在3地域、釧路、苫小牧、留寿都の3地域の自治体が誘致に名乗りを上げておりまして、2回目の検討会議で各地域の自治体の皆様にもお越しいただきまして、それぞれプレゼンテーションと質疑をさせていただいたところでございますが、そうした経過も踏まえた中で優先すべき候補地を取りまとめたところでございます。

まず、着眼点として3つございまして、1つ目が日本型IRに求められる要件でございます。国から示されます詳細な要件に沿ったものができるかどうかということ、またIR区域の土地利用について、国の方でも公平性ということで、土地利用のオープンアクセスが非常に重要視されておりますので、そうしたものに堪えうるのか。これらを検討の着眼点として設定しております。

2番目として、IR事業者の関心度でございます。それぞれの地域に海外を含めたIR事業者がどのくらい関心を持たれているかということです。先般の「北海道IRショーケース」を私どもも視察させていただきましたけれども、非常にIR事業者の盛り上がりも出ているということで、そういった皆様の関心度もこの検討の中に盛り込ませていただいているところでございます。

3番目として、先ほどご説明した北海道に相応しいIRのコンセプトにそれぞれの考えているコンセプトがいかに相通ずるものがあるかということ。以上の3点を検討の視点として設定させていただいております。

次のページに、1点目の要件との適合性ということで、まだ国の要件自体がしっかりと定まっておりますが、その中で今現在判断できる部分としては、施設の基準ですとか区域整備計画の認定基準で、国が今発信しているものを具体といたしまして、3地域で比較したところでございます。その中で言いますと、例えば施設の規模でありますと、苫小牧市が一番大きいものを予定されていると。また、交通の利便性も重要な尺度となりますけれども、新千歳空港から車で約15分という非常に高い利便性、優位性を持っているということ。また、大きな経済効果が見込まれるということも大変重要視しておりますけれども、そういった中で道による需要予測調査では先ほど申しましたとおり、最も高い数値を示しているのが苫小牧ということで、この要件に照らした中では苫小牧が最も有利だということでございます。

また、IR事業者の関心度につきましては、これまでの道に対する事業提案数として、苫小牧での事業を考えている事業者が最も多いということ。また、現在も海外のIR事業者が苫小牧市内に事務所を置くという動きが活発になっていることを考慮いたしますと、やはりこの3地域の中ではIR事業者の関心という面では苫小牧市が最も優位があるという整理をさせていただいております。

3点目の北海道に相応しいIRの施設との整合性、親和性という部分でいいますと、3地域それぞれが地域の特性に合ったIRを指向されているということでございます。ただ、この中でそれぞれの地域が設定している展示場ですとか宿泊施設の規模という面で言うと、国の要件に最も合致する可能性のあるのが苫小牧ということが言えるかと思えます。そうしたそれぞれの検討の着眼点に基づいた整理を14ページにしておりますが、そうしたものについて第2回の懇談会、第3回も含めて構成員の皆様にご意見をお伺いして、その結果、道がIRを誘致する場合、苫小牧市を優先候補地とすることが妥当であるというような整理をさせていただいております。

続きまして、最後の論点でございます。社会的影響対策の方向性についてです。社会的影響対策において最も懸念があるのがギャンブル依存症であるということで、まず国の規制の実効性を高める、北海道の実情や地域性に合った施策を推進するという考え方を基本に置きまして、ギャンブル等依存症全般の対策の中でカジノに関する依存症防止対策をしっかりやっていくということでございます。それらとともに、青少年健全育成、マネー・ローンダリング対策、反社会的影響の排除とも連携していくと。例えば入場規制やカジノ施設内の規制は依存症対策にも寄与しますし、マネー・ローンダリング対策、青少年の健全育成にも繋がるものでありますので、こうしたものも複合的にやっていくという整理をしております。

具体的なギャンブル等依存防止対策の方向性ということで、16 ページに記載しておりますが、第3回の懇談会で西村先生、稲村先生をはじめ構成員の皆様非常に有意義なご意見を頂いたところございまして、そうしたご意見を参考にしながらまとめております。基本的な考え方といたしましては、問題保有者の発生を未然に抑止する取組、そのために、軽度～重度の問題保有者に対して段階に応じた支援を行うということです。軽度の部分から裾野の広い対策を講じることによって、重度に至る患者を減らしていく、そういった視点できめ細かい対策を行っていくということを下段に例示として示させていただいております。

中段になりますが、取組の方向性として大きく2点。まず一つ目は、科学的知見に基づく対策です。これについては、前回の懇談会で構成員の皆様から多数のご意見をいただいて、やはり効果的な対策を取るには科学的な知見、特に実態を把握する必要があるというご意見を頂いております。これについては、国においてギャンブル等依存症対策基本法に基づく基本計画が本年度中に策定されるということですが、その中で実態調査の枠組みを決めていくということで、私ども独自の実態調査もちろん必要ではありますが、国において今取り組んでいる実態調査との整合性がやはり調査の確度、信頼性を上げていくためにも必要ではないかということで、そういったものも見ながら、保健福祉部とも連携して、道としてどういう調査が可能なのかということは今後検討していくことにしております。

もう一つの論点として、国・自治体・医療機関・民間支援機関等との連携でございます。北海道は広い土地でございますので、広域支援体制が非常に大切でございます。ギャンブル等依存症に関する医療や相談体制などがまだ十分な状況ではございませんので、今後国の基本計画を踏まえて都道府県もそれぞれ計画をつくる、道においても進めていくわけではありますが、そうした中で対策についても検討していくということでございます。

続きまして17 ページです。カジノに関する依存防止対策の方向性ということでまとめさせていただきます。国の取組はそれぞれ段階的に非常に厳しい規制が設けられています。例えば、既存の公営ギャンブルやぱちんこ遊技に比べても機会の限定や入場規制といった厳しい規制があるというふうに考えておりますが、北海道にIRを誘致する場合には、これら

を基礎としてより実効性の高い規制をつくっていくということが必要だと考えております。まだ具体的に何をやるかというのは、誘致の判断を待って具体的な事業者との対話の中で決めていくということになると思いますけれども、この赤枠の中に大まかな方向性について記載をしております。

例えば入場規制ですと、先日開かれました「北海道 I R ショーケース」においても、国内、国外の事業者さんが生体認証を活用した入退場管理など様々な提案をされておりましたけれども、そういったものも十分に活用しながら色々な対策ができるのではないかと考えております。続きまして 18 ページは、青少年の健全育成、マネー・ローンダリング対策でございます。これについては、国の方から社会的影響対策全般ということでギャンブル依存症対策とともに様々なカジノ規制が設けられておりますので、そうした中で国や誘致自治体と連携しながら検討していくということでございます。

最後に、I R に関する基本的な考え方として、1 ページ目でも記載しておりますが、効果の最大化、影響の最小化について、今後さらに精緻な検討をしていく必要があると思っております。そういったものが打ち出せて、多くの道民の皆様からご理解をいただく中で誘致をすることになれば、I R の導入が北海道観光の発展に貢献する可能性があるというふうに、現時点での取りまとめとして整理をさせていただいたところでございます。以上が今回取りまとめた「基本的な考え方」のまとめでございます。

多少長くなりましたが、続けて説明させていただきます。参考資料 1 - 1 をご覧ください。先ほど国の要件、政令の施設の要件が、先月、12 月に国の I R 整備推進会議の取りまとめにおいて、主な政令事項に係る基本的な考え方が取りまとめられております。その中で重要政令の一つと言われておりますのが、中核施設の具体的な要件というものがございまして、法律施行後 9 ヶ月以内に制定するというので、今年 4 月には政令が示される予定でございます。その現時点での考え方がここに取りまとめられておまして、先週国の説明会が札幌で開催されておまして、その中にも国の担当の方が詳しい説明をしておられました。私の方から簡単に説明をさせていただきますと、まず中核施設の要件の基本的な視点ということで、4 ページに記載をされております。まず 1 つ目の視点として、我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容。2 つ目に、これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模。ページをめくっていただいて 3 点目として、民間の活力と地域の創意工夫を活かせるものという 3 つの視点が示されております。それぞれの 3 つの視点に基づいて各中核施設の要件が今後政令で明らかになってくるということでございます。

その基本的な考え方として、6 ページに国際会議場施設及び展示等施設の要件、いわゆる M I C E 施設の要件が示されております。その中で、①、②、③の 3 つの類型を設けて、その中の最も適したものを地方自治体、あるいは民間事業者が選択するというような方向性でございます。①は国際会議場について極めて大規模な施設、一方展示等施設については一般的な規模。②は極めて大規模な展示等施設、そして一般的な規模の国際会議

場。③として、それぞれ国際会議場施設も展示等施設も大規模なもの、こうした3類型で自治体や民間事業者が選択すると。極めて大規模というのは、今の日本では開催できなかったような展示会や国際会議ができるということで、おそらく東京ビッグサイトですとか、会議場でいえばパシフィコ横浜。最低でもそうした基準、あるいはそれ以上ということで非常に高いハードルが設けられることとなります。

続きまして、10 ページ目の魅力増進施設については、どういうコンテンツを用いてどういう発信の仕方をするかということが規定される予定になっております。まずコンテンツについて、①として演劇・園芸、スポーツ、料理などかなり幅の広いジャンルの中から特定の分野について総合的、体系的にまとめて発信し、発信手法としては展示、鑑賞、体験、そういったものから絞って発信すると。コンテンツは広く、発信方法は絞るとというのが1つ目の選択肢です。2つ目の選択肢は、逆にコンテンツを絞り込んで発信方法は幅広くすると。そのどちらかを選択することができるという方向性になっております。

続きまして送客施設の要件、12 ページ目に記載をしております。送客施設の中では大きくショーケース機能、コンシェルジュ機能、多言語対応機能という3つの機能を全て満たすということ、なおかつ送客機能施設の規模についても設定をされるということでございます。ショーケースについてはVR等の先端技術を使っていくということ、また、コンシェルジュ機能については様々なサービスをワンストップ、シームレスに提供するというような方向性。多言語については、複数の外国語でサービスを提供できるというような方向性でございます。

最後に4番目の中核施設として、宿泊施設の要件でございます。これについては、MICEと同様非常に高いハードルが設定される予定でございます。まず①として、近年整備された世界水準の宿泊施設の最小の客室の一部屋当たりの客室面積。2番目として、同様にスイートルームの最小の客室面積。また、スイートルームの割合。3番目として、諸外国のIRの宿泊施設の総客室数ということで、今後こういう方向性のもとで面積の基準などが政令の中で示されていくということです。ちなみに、16 ページの下のところがございますが、諸外国のIRの宿泊施設、表の左から2番目に掲載されているものでございますが、客室数が平均で約2,500室、その中でスイートルームの割合が20%ということですが、国内もそうですが、もちろん道内にもこうした宿泊施設はございません。例えて比較をしますと、洞爺湖のウィンザーホテルが大体250の客室で、スイートルーム的なものが約20~25%くらいあると。ですから、その10倍の規模が諸外国の平均値ということで、それが基準になるか、もっと下の基準になるかということもございますけれども、そうした部分がIRには求められるということで、現在国の方で政令の基準を検討しているということでございます。

以降、カジノに関する詳細な規定等が今後合わせて検討されていくということで、これについては説明を省略させていただきますので、後ほどご参考にしていただきたいと思います。

最後に、参考資料1-2をご覧いただきたいと思います。一枚ものの開業までのプロセスでございます。現在国の方で政令あるいは基本方針と合わせて、開業までのスケジュールについて検討されているということですが、現在のところ、プロセスについてはこの項目が予定されているということですが、具体的なスケジュールについてはまだ確定できていないということでございます。ただ、国の行うものが青、地方自治体が主に行う役割が黄色で書かれておりますけれども、現在分かっておりますのは、国の基本方針の策定は今年の夏には策定するということですので、そこから主体が都道府県の役割に移っていくわけなんですけれども、そこから区域整備計画の認定申請までの期間がまだ国の方では確定していないということでございます。ただ、最終的なIR開業については2020年代半ば以降ということは国の方でも想定されているようで、そうしたことを考慮して今後詳細なスケジュール設定がされていくと思います。私どももスケジュールをしっかりと注視しながら、今後もIRの検討を進めていきます。大変長くなりましたが、こうした考え方で取りまとめさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

■小磯 修二 座長

ご説明ありがとうございました。今事務局の方からご説明いただきました内容、特に最初に説明されました「IRに関する基本的な考え方」について、皆様方から改めてご意見をいただければと思います。

これまで、「基本的な考え方」の中身、北海道IRのコンセプト、優先すべき候補地、それから社会的影響対策ということで、3回にわたって議論してまいりました。その中身について、議論を踏まえてこうした形で取りまとめていただいたので、改めて全体、基本的な考え方として整理していく中で、皆さん方のご意見を伺います。併せて、今回ご説明いただいた中身についてご質問があればご発言願います。石井さんからお願いします。

■石井 至 氏

榎局長のご説明は非常にわかりやすくまとまっていて、素晴らしいなと思って聞いていました。とりわけ「たたき台」の4ページの北海道IRの基本コンセプトというのは、まさにこういうものができると競争力のある素晴らしいIRになるんじゃないかと思って、本当にこういうものができるといいなと個人的に思って聞いておりました。

ところで、「たたき台」の16ページのギャンブル等依存防止対策の方向性のところなんですけど、これに関して質問がありまして、先のIRの「基本的な考え方」に関しては、まさに北海道らしさが出ている部分で、日本の他のエリアに比べて競争力があると思うんですけど、私が知らないだけなのかもしれませんが、北海道におけるギャンブル依存症というのは、日本の他の地域に比べてどういう特徴があるのかということ、そういう調査が道庁さんにおいてされているのか、もししているのであればどういうものなのか。北海道のギャンブル依存症の特徴がわかれば、やはり北海道につくるIRのギャンブル依存症対策

の特徴というものも出てくると思いますので、ここについての質問が一つ。

また、16 ページの下の「依存の程度に応じた取組のイメージ（例示）」の中で、真ん中の上の方に「ギャンブル等施設内の相談窓口対応」というのがあって、私の意見というか、情報では、現状ギャンブル依存症の原因は主にばちんこや競馬、競艇といったものだと思うんですが、もし I R ができればカジノのギャンブル依存だけではなく、既存のギャンブル依存の相談も I R に行けばできるというようなものにできるといいなと思って聞いておりました。一つ目が質問で、二つ目が要望でした。

■小磯 修二 座長

ありがとうございます。ご質問の点については、事務局の方からお願いします。

■植村局長

障がい者支援担当局長の植村と申します。よろしくお願いいたします。

北海道のギャンブル依存症対策ということですが、全国と比べて特徴があるのかと言われると、それはちょっと苦しくて、基本的には国と同じような取組をしているかなというふうに思っております。ただ、実態調査みたいなものについては、残念ながら行っておりません。ご承知のとおり、精神保健福祉センターを核として道内 26 の保健所がありますので、そういうところが窓口となって相談対応を行っているという形になっているかなというふうに思っています。

北海道としては、ギャンブル依存の専門医療機関として 1 か所指定をしております、合わせて相談拠点ということで精神保健センターを指定しているという形で、他の都府県よりはその点は進んでいるのかなというふうには思っておりますが、いずれにいたしましても今後、ギャンブル等依存症対策基本法という法律ができましたので、それを踏まえて北海道としても取り組みたいというふうに思っているところでございます。

■石井 至 氏

お金もかかることなので無理かもしれませんが、できれば、例えば北海道におけるギャンブル依存症の人の割合が他県に比べて多いのか同じなのか少ないのか、ということが知りたいのと、ギャンブル依存症なんだけれども相談窓口に行っている人が多いのか、他県並みなのか、少ないのか、ということが知りたいと思います。また、ギャンブル依存症のゲーミングの種類も他県と比べてどうなのか、そういうことも今後、わかるといいかなと思っております。どうもありがとうございました。

■小磯 修二 座長

第 3 回の懇談会でも、この問題については稲村さん、西村さんにかなり詳しい説明を受けましたが、今日の石井さんのご意見も、北海道全体としての視点において、ギャンブル

依存症防止対策という点をしっかり踏まえて検討を進めていただきたい、そういう趣旨ですね。この後も様々なご意見が出てくるかと思いますが、合わせて今後進めていただければと思います。

次に、稲村さんお願いいたします。

■稲村 厚 氏

私の立場からも、ギャンブル依存の問題のところですが、「たたき台」の15ページに生活支援という言葉が入っているのが非常にありがたいと思っております。

ギャンブル依存が多いのか少ないのかを判定するのはすごく難しいことだと思います。科学的な根拠、つまり何をもって依存問題とするのか。依存と依存問題は違いますよね。何が問題なのかということですが、私は各地域で多いとか少ないというよりは、「北海道地区は色々問題が起きてもすぐに地域でカバーできる体制だよ」と言ったほうが良いのかというイメージを持っています。それは前回も申し上げましたが、ギャンブル依存で問題になるのは、生活困難ですよ。経済的な問題を起こして、生活困難が起きますけれども、その生活困難は非常に複合的な問題を孕んでいますよね。そうすると、単純にギャンブルをしなければそれで済むのかというと、ギャンブルが問題で生活が破綻したのか、生活が破綻したからギャンブルをしているのかはわからないのですけれども、少なくともギャンブルをしようがしまいが、生活が安定すればいいですよと私は思っています。だとすれば、「ギャンブルの問題をきっかけに生活困窮、生活困難を発見して、それを地域が自治体、地域住民を含め支えていくという社会が、実は北海道はできていますよ」という体制を道は目指してほしいと思います。

そのためには、連携が必要です。行政ですから縦割りは仕方ない部分ではありますが、縦割りをどう破壊するかというか、縦割りを乗り越えて横の連携をつくっていくということが極めて重要で、そこに早く着手してほしいという願いがあります。ちなみに、私がある自治体、県と市がやっている、私が住んでいる自治体ではないのですが、両方とも今、相談現場に携わらせていただいている、この3月に県と市の精神保健センターが協力をして、生活支援をする関係者、民間も含めて集めていただいて、レクチャーをする機会を持ちましたので、また情報提供させていただきますので、何らかの参考にしていただければと思います。これはIRを誘致しようがしまいがもう着手していい話だと思うので、ぜひそういうふうなことを、胸を張って大丈夫ですと、北海道ではこの問題が生じる前から実は地域で連携が図られていますよ、とすることができればと思います。

シンガポールも実はワンストップの相談体制があるのですが、シンガポールのような小さい国というのは、一つの窓口に行けるわけですね。北海道は今日の天候を見ても、そう簡単に窓口に行けないという特徴があります。ですから、この辺りも前回若干ご説明したのですが、「静岡方式」という生活困窮者への支援方式も提案されていますので、要は地域ネットワークがなされていて、地域の中で様々な人たちが連絡できるというような、網

の目みtainな体制を、まさに「北海道方式」のようなものができる素晴らしいなというふうに思います。私は本当にこの会に参加させていただいて、是非北海道が依存問題、もっと言えば生活困窮の問題に対して先進的な地域であるということを目指していただいで、それがたぶんカジノができた場合でも「大丈夫です、こういう形でできていますので、今度はカジノの問題が出てきてもちゃんと地域で支えられます」と言えるのではないかと考えています。

ちなみに、前回もお話ししましたが、ギャンブルが起す問題というのが時代によって変わっています。それがあたかも一つの問題が起きているような錯覚が起きているというのが現状です。パチンコ、パチスロというのは今、さほど時間をかけてやってもお金を失わないというか、さほどひどい目に遭わないんですね。パチンコホールに行っても時間は失いますので、どちらかという定職に就けないといった方たちが引きこもってしまうという問題が起こっています。借金を沢山つくってしまうという現象は、最近私の窓口でいうと、競馬が絡んでいます。競馬などの一気に賭けられるものでないと、大きな借金の額になっていかない。だから、今後誘致するとすれば、カジノのゲームがどのような形態で、どんな問題が起きやすいのか、もしかするとスロットはパチンコ系なのかもしれないし、バカラなどでは借金の問題が起きるのかもしれないといった、きめ細かな現象について探る必要があるし、場合によっては諸外国ではどういう風になっているのかを調査することが必要なと思います。以上です。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。稲村さんのご意見は先ほどの石井さんのご意見にもあった「北海道らしさ」という、北海道の特性を踏まえた中で、この問題を契機に、ギャンブル依存だけではなく生活困窮という問題を良い意味で乗り越えていく、縦割りを乗り越えた総合行政の展開というところまで踏み込んでまとめてほしいというご意見でございました。ありがとうございました。

■落合 周次 氏

今回改めて説明をお聞きして、正直なところ、苫小牧が最適であろうというのは私も思いますが、苫小牧の場合、新千歳空港も当然ですが、苫小牧港があり、近くに小樽港もあるということで、海外クルーズの日中のお客さんの利用も期待できるのではないかなと思います。アジアオンリーワンの統合型リゾートということで、外から見れば、北海道は非常に素晴らしいところだと。皆様カジノ、カジノと言っているんですが、非常に魅力的な場所なので、その辺りのPRも必要ではないかと思ひます。それから、今年新千歳空港からヘルシンキへの直行便が就航するというこゝで、ヨーロッパの国々も近い国に変わっていくと、そんなこともこれから期待できるのではないかと思ひます。

私も、先日の「北海道IRショーケース」に行きましたけれども、どの会社も非常に熱

心で、ギャンブル依存症対策について話していらっしやいましたね。それから、「寂れた町をこんなふうにして振興していったんだ」ということを話してくださった業者さんもいらっしやいましたけれども、ギャンブル依存症やマネー・ローンダリングなどが気になって、非常によろしくないという方もいらっしやるんですけれども、トータルとして見ていただけるようなことが必要ではないかと思います。特に観光業にとっては、たぶん2025年頃にもしIRができたとしても、北海道の人口はたぶん500万人を切っているんじゃないかということで、どれだけの人が北海道に来ていただけるかということも検討材料として必要ではないかと思います。

また、稲村先生からギャンブル依存について専門的なお話がありましたが、これは私が個人的に考えたことなんですけど、IRのカジノの部分での対策はかなり密に入っていて、相当防げるのではないかというのはありますけれども、ゼロというのは確約できるものではないと思います。今お二人の話があったとおり、この国はカジノはなかったけれどもパチンコがあって、競馬、競輪、競艇が揃っており、言ってみればギャンブル依存症は諸外国よりも多いんじゃないかということもありますから、ここでIRの方で収益が上がって、そこから税収が見込めるのであれば、ある程度予算化した中で総合的な依存症対策、たぶん依存症の人は自分から手を挙げないと思いますから、家族がカウンセリングを受けられるような施設を充実していくと、最終的にはIRができて全体的な依存症の方が減ってきたという形になれば理想的だと私は個人的に感じております。以上です。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。

■河本 光弘 氏

まず、何点か短めにお話しさせていただきたいと思います。初めに、観光の視点で、今の北海道の観光が抱える課題である季節間格差や地域間格差を踏まえますと、やはりMICE等の新たな端境期対策等は非常に重要ではないかと思っております。また、北海道観光の多様性という面でも、富裕層を含め、その観光消費を道内の経済活性化に結びつけるという面でも、IRは重要な手段になりうると考えております。それらの目標をスピード感を持って、5年、10年という期間で達成させるには、IRを活用するというのは非常に良い方策ではないかと思っております。

2点目としては、前回の有識者懇談会の後に北海道内での世論調査等の結果が出ていますが、その結果を見てみますと、6割以上がIRは「あまり好ましくない」、「反対」、といった結果が示されています。それらの声に対し、ある程度理解を得るような対応が必要だと考えます。世論調査で特に問題点となったのが、IRができた時のギャンブル依存症に対する不安、ではないかと思います。IRを実現する場合には、何らかの形でこれらの世論に対応するような説明を十分していただければと考えます。

その上でも、第3回の懇談会でもお話ししましたが、依存症に関してもP D C A（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善））サイクルを実現するために、「現状」を把握して、その現状がI Rができてどうなったのかチェックし、例えば、ギャンブル依存症が増えているようであれば北海道として対策を付け加える改善策を適宜実施しなければならないと考えます。そのために、「現状」とI Rができた後の実態の把握ができるような仕組みをつくり、道民の不安を解消していくような形が必要だと思えます。

また、「たたき台」の15ページの「ギャンブル等施設内の相談窓口対応」というところですが、各精神保健センター等での相談もあるでしょうが、できれば道内の主要都市にギャンブル依存症に専門に対応できる窓口を設置することも検討していただければと思えます。

それから、「I Rができて外国の企業が儲けて終わりではないのか」という話もよく出てくるのではと思えます。その面では、I Rの事業者の公募・選定の時になるのかもしれませんが、是非とも道内企業が参画しやすいような仕組みをつくり、道内企業も一緒にI Rで成長できるようにしていただきたいと思えます。

最後に、私も矢ヶ崎教授も同じだと思いますが、観光の教育に携わる人間としては、やはりI Rで観光人材の育成を担っていただきたいと考えます。教育では、道内でのギャンブル依存症対策の教育という点もあると思えますが、将来的に道内の観光が国際化する中で、国際的に活躍できる観光人材の育成も期待したいと思っております。以上です。

■小磯 修二 座長

どうもありがとうございました。それでは小林さんお願いします。

■小林 良輔 氏

先ほど皆様方には素晴らしい、たたき台ではありますけれども取りまとめていただきありがとうございます。私からは、道経連としての考え方を若干述べさせていただきたいと思えます。

結論から申し上げますと、大筋は取りまとめていただいたこの「たたき台」の内容と大きな相違はございません。マイナス面を最小化することを前提に、経済波及効果などのプラス面の最大化を図っていくと。これが北海道経済の発展にとって非常に意義のあることだと思っております。引き続き、こうした観点から私どもの考えを深めていきたいということでございます。

次にいくつか申し上げたいと思えますが、まず北海道のI Rのコンセプトでございます。最初に北海道にI Rを導入する意義について、2点ほど整理してございます。1点目は観光先進国という日本型I Rの理念を、北海道でこそ最適に実現できるということでございます。これは北日本の観光拠点として、東京、大阪のゴールデンルート以外の外国人観光客

誘客に極めて実現性が高い。それから、自然ですとか食、ウィンタースポーツといった地域の観光資源に加えまして、北海道では「ウポポイ（民族共生象徴空間）」ですとか7空港一括民間委託、ベースボールパーク、新幹線の札幌延伸など、今後のプロジェクトとの連動も可能であるということで、従来から平均点の高かった北海道のさらなるキラコンテツとして広域観光振興の中核になるということでもあります。ここに記載されているとおり、インバウンド500万人、外国人観光消費額1兆円のさらなる先へ貢献できるという意義があるということでございます。

2点目ですが、北海道の観光ですとか経済の課題解決に大きく寄与すると。こちらに記載のとおりでございますが、観光客の季節偏在、地域格差、アジア以外の国内外観光客の伸び悩みの解決、交流人口の拡大、観光消費額の増加、域内調達率の向上、それから通年雇用の発生による定住人口の拡大、入場料・納付金を活用した住民福祉の向上、IRを契機としたイノベーションに期待がされるのではないかと考えています。

こうした中におきまして、北海道が大きな震災のダメージを乗り越えて、人口減少、あるいは少子高齢化の急速な進行という根本的な課題を解決して、世界の中の北海道としての未来を創造するという意義は大きいと思います。

それから、IRのコンセプトとして、こちらも5点ほど整理してございます。1点目は、北海道の魅力を最大限活用しつつ、富裕層、あるいはファミリー等国内外の各層に訴求した高いブランディングを有する最高級リゾートであるということ。従来の観光施策に魅力的なエンターテイメントを融合させて、観光客のリピーター化が図られるということでございます。

2点目は極めて重要と思っておりますが、滞在と送客の両立による北海道全体の広域観光振興として、北海道全域に送客を図るということでもあります。多言語対応ですとかIoTを活用したワンストップのコンシェルジュ機能ですとか、ここに書いてありますとおりですが、道内他の地域と連携した魅力的なパッケージツアーを提供といったものでこうしたコンセプトの実現を図るということでございます。

3点目は、施設の建設、あるいは事業の運営、納付金の活用、さらには広域観光振興を通じて道内企業の複合的な経済波及効果が図られるということで、これも極めて重要だと思っております。

4点目として、IRを通じてグローバルな人材、あるいは観光の人材、さらには多様な人材の通年雇用による定住人口の拡大、あるいはこうした人たちを含めた新たな地域社会の形成が図られるという点であります。

5点目は、IRを契機にスマートシティですとか、あるいはIoTを活用したホスピタリティ、あるいは食品加工業の技術革新が図られて、また、新たな交通システムの実現が図られるといったことが期待できるということでございます。

次に、優先すべき候補地でございますが、先ほど申し上げましたとおり、ゲートウェイ機能が求められていることから、一つには交通結節点であるかどうかということ、もう一

つは非常に重要な経済波及効果の面から、どれだけのものが期待できるかという点から見ますと、やはり苫小牧が有力な候補地であるということに私どもも妥当と考えます。

社会的影響への対策でございますが、先ほどから皆様からご意見が出ていますとおり、シンガポールの事例のようにIR導入前後での様々な対策が重要ということだと思っております。これは国の規定と書いてありますけれども、海外のカジノオペレーターを通じた依存症対策について、事業者は豊富なノウハウ、あるいは知見を持っておりますので、事業者の選定において重視すべきであろうということで、事業者選定後も道あるいは関係自治体において継続的な関与が望まれるということでございます。

それと、何よりもギャンブル依存症の増減ですとか、色々な対策の効果の把握といった面から、都道府県別ですとか対策の進展に伴う経年変化、こういったよりきめ細やかな調査ですとか統計が必ず必要になりますので、これは必須ということで取り組んでいただきたいと思います。

最後に、今後についてでございますけれども、引き続きIRに関する道民の皆様方の正しい理解が重要であろうというふうに考えております。道民の不安を払拭して理解を深めていくということにおいて、マイナス面の最小化に対する対応ですとか道筋を、今後またさらにしっかりと示すということが重要かと思えます。それと平行して、IRの目的ですとか地域へのメリットもより具体的に住民に周知をしていくことが必要かなと思えます。そうした面から、今後国や道庁による地域説明会などに大いに期待していきたいと考えております。以上でございます。

■小磯 修二 座長

ありがとうございます。道経連としての考えを体系的にお示しいただきました。大筋の基本的な方向については、今回の道の「たたき台」と同じだということでありました。ありがとうございます。では次に西村さん、お願いいたします。

■西村 直之 氏

国も今のところあまり触れていない地域の取組の部分のまとめとして、全体としては良い方向でまとまっているのかなというふうに思っています。私の担当領域は主に16ページ、17ページの依存対策について、日頃からテーマとして活動していますが、もう少し私の意見を言わせていただきます。

全体から見ると、国の対策をなぞるという形で今はやらざるを得ないということですが、確かに項目は似ついているんですが、ギャンブル等依存症対策基本法というのは実際にはIRができようができまいがやらなければならない話です。4月にこの計画の項目が決まってくると、5月に最初の啓発週間が始まるという、こうした一つの動きの中で果たしてどういう計画を今後立てていくのかということが重要です。ギャンブル等依存症対策基本法という一つの法律で、この法律をよく見るとアルコール、薬物等の依存対策ともし

リンクする、これは当然そういう計画になっていると思いますが、そうするとこの問題はギャンブル等依存症だけの話をしてもいけないというわけです。

一方で、道民の方の6割くらいはあまり（IRについて）好ましくないという意見があります。これはギャンブル等依存症があるから好ましくないと思っているかという、そうではないと思います。つまり、今のところギャンブル等依存症の話で逆に議論が小さくなっていて、本当はIRができてくると何が起こるか皆分かっていないので、とても不安だと。そこで、懸念事項としてメディアを中心に話が上がってきたのが依存症だということですが、実は皆さん依存症という言葉の中身も分かっていないわけですね。何か良からぬことが起きるとい話です。つまり、新しいものをつくる時に、その部分だけを議論して、あまりにも小さく議論に入っていくのは、道民の方に議論の参加の機会を逆に奪っているのではないかと思います。ですから、本当の意味の情報公開というか、こういう観光で新たな地域変化を起こした時に、医療費はいくら増えるのか、依存対策コストはいくら増えるのか、どういう問題が起きるのかという観点も重要です。例えば私は昨日沖縄から来たのですが、沖縄では新型インフルエンザが出てきて大変なんですね。ではそれがどこから持ち込まれたかという、全て県外あるいは国外です。そういうことが起こると。感染症対策ですね。こういうことが出てくる。つまり元々は健康の問題そのもの、あるいは暮らしの問題になるわけですね。こうした変化に対してカジノができるまでに、カジノができた後に何が起きるのか。つまり、できる対策をとるために、何をその地域は解決しておくのか、どういう予防をするのか。IRができようができませんがこんなメリットがあるんだ、こういうことはコントロールが可能なんだと。逆に、コントロールは難しいので、ある意味住民の方たちに抵抗力を上げてもらわなければならない、または起こるとい前提での対策をしなければならぬ。起こらないための対策も必要ですが。そういうことをしっかりと共有していくという、そのための情報公開というのは、全体としてこの議論においては、どこの自治体でもそうかもしれないし、これだけ色々言っても極めて貧弱だと思います。

そして、結局は生のデータがないんですね。いくら税収があります、これを対策に使いますと。そうすると、カジノの事業が始まる前に事前に投資しなければならない金額は住民負担ですよ。ギャンブル等依存症対策基本法という枠組みがあるんだとしたら、IRができようができませんがやるわけですから。そうすると税金負担が起こるわけですから、単純に言えば増税ですよ。という考え方もあります。それをどうするのか。IRができた時に本当にそれは適正に使われるのか、どういうふうに市民がそこに参画できるのか、というふうに、一緒に街をつくっていくというのは、この対策の中にはほとんど見えてこないというところに、非常に懸念を持っています。

依存の問題は、起こってしまう形は色々ありますが、根っこは地域の脆弱さです。文化の脆弱さであったり、繋がり脆弱さであったり、先ほど言った6割の人がこれだけ議論をしながら情報に対して非常に乏しい形で終わっている。つまり情報弱者というのも依存

問題の最大のリスクの一つです。そういうリスクをどうつぶしていくのかというのは、カジノができたら中でやるということと、もう一つできる前に何をしなければならないかということなのです。

それと、コントロールは可能だと僕は思っています。ギャンブル依存の問題は全体から見れば極めて限定的な問題で、特にカジノエリアまたはその周辺の依存問題はかなり限定します。そして、時間とともに抑止できているということは世界中で証明できるので、むしろこのような対策の中の一つです。ただ、コントロール可能ということと、ゼロは違うわけです。コントロール可能という同じ有病率でも、人口が10倍になれば単純に言えば地域にいる問題を抱えている人は10倍になるということですから、それをよしとするのかどうか。というのは、むしろ地域がどのくらい問題に対するレジリエンスと言いますが、抵抗力を持てるかということになっていきます。抵抗力をどう高めるかという政策が必要でありそれが北海道では何なのか。苫小牧が候補地として良いということであれば、苫小牧では何なのかを検討する必要があります。また、そういう視点で誰がコントロールするのか。これは縦割りでは100%無理で、申し訳ありませんが行政の手法では無理だと思います。元々そういう発想やシステムにはなっていないので。これをどのような形で企画統括して、住民の人たちが参画できるような形をつくっていくか。そういうことをこの話の中では北海道のモデルとして伝えていかなければならない。そうならない限り、いくら「こんなに沢山対策しますよ」と言っても絵に描いた餅になってしまうということですね。

コントロール可能とゼロは違うと先ほど言いましたが、これは非常に重要なことで、コントロールというのは抑止もあるんですが、抵抗力もつけなくてはならない。その抵抗力は何に対して抵抗しなければならないのかというのは、住民と一緒につくるしかないということですが、そのためには情報公開が必要です。

もう一つはそれをやっていく機関、拠点をどこに置くのかということなのです。かなりこれは大胆に、なおかつ繊細にやらなければなりません。機動力があって、小回りが利く役割が求められますが、どこが引き受けるのか。これは道全体でやるのか、それとも苫小牧でやるのかということも考えなければなりません。また、対策を始める時に、予算をつけてから中途半端に人を雇っていくというようなことをしても、これは正直意味がありません。そうではなく、人材をどう育成するかということですね。どんな人材をどんなふう育成して、どう配置するか。国がカジノの管理委員会をつくりますが、ギャンブルの管理統括委員会は国はやらずに、地方自治体の方でやらざるを得ないということになって、そうしたコーディネートをどういう機関がどのようにやるのかというのが、非常に重要です。そこに大きな人をつくる、そのための予算はいくら必要なのか。そうしたことが何年たつとどういう形で、北海道にどんな人材が生まれて、最終的にどういうふう問題コントロールできるのかという道筋というか、青写真をもう少し丁寧に提示しないと、たぶん住民の方にはなかなか納得してもらえないのではと思います。正直僕は対策する側

としては、これを渡されて対策をどの程度やるかという、やはり形が見えないので、もう少し丁寧な議論が必要ではないかというふうに思います。以上です。

■小磯 修二 座長

今後に向けてのさらなる情報の発信、住民も含めての良い意味でのIRについての理解を深めていく情報公開が大事だということですね。大切なご指摘だと思います。ありがとうございました。それでは次に、町野さんをお願いします。

■町野 和夫 氏

既に皆さんから、個々の問題については多くのご意見が出ていますが、私は経済が専門ですので、2ページ目のところで、例えば試算に幅を持たせたとか、今後より精緻な需要予測をするといった点に関する懇談会での議論を盛り込んでいただきましてありがとうございます。

私も西村さんの話と通じるところがありますが、やはりカジノがクローズアップされて、カジノで収入を得るんだというマイナスイメージを持たれているのですが、もう少し大きなイメージというか、先ほど石井さんが言われたように、北海道に相応しいIRとは、北海道の観光全体の高級化や、あるいは北海道的なものを強化していくという基本的な目的の下でIRという制度を活用して、北海道の観光全体を発展させようということだと思います。依存症などのマイナス面については、先ほど専門家のお二人が仰ったことも含めて、もちろん改善が必要だと思いますが、この対策を自主的にやっていけば先進的な取組になるということもあります。現状は不安だけがかなり先行していて、「この機会を利用してこうした問題を解決していただけますよ」というところがまだ浸透していないように思います。その上で、全体的な北海道の観光の中で、一つの観光振興のルートだというような全体像を皆さんに理解してもらうことが必要なのかなと思いました。

また、先ほどのこれからの流れにもありますように、すぐできるというわけではないということもありますので、今言ったことの繰り返しになりますが、効果の部分で色々な国の条件がまだ細かく示されていない中での予測ということでもありますから、その辺りは十分にブラッシュアップしていくということ、方針が決まったから変えないということではなく、これからの色々な経済環境や政治環境が変わっていけば見直していくということを織り込んで柔軟に取り組んでいってほしいと思います。

本当にやるのであればスポット的に素晴らしくなるのではなく、周りの地域自体が高級化や、新たな人を惹きつけるような形で、全体として改善されていかなければならないので、依存症対策で連携の話も出ましたが、送客機能やショーケース機能といった部分でも連携は必要かなと思います。

まだ不安だなと思うのが、地域偏在の解消や季節格差の是正が本当にできるのかという点です。特に地域偏在に関しては、二次交通などの問題がこれで本当にうまくいくのかと

いうことは、まだ見えないところがあるわけで、そこで、観光関係だけではなく、他の交通機関の話や関連自治体と協力してもっと広く検討を進めていかなければ、ちょっと説得力には欠けるかなという気がします。印象論で申し訳ありませんが、その点が気になりました。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。それでは最後になりましたけれども、矢ヶ崎さんお願いします。

■矢ヶ崎 紀子 氏

東洋大学の矢ヶ崎でございます。しっかりたたき台で方向性が明示されたものをつくっていただきましたことに、本当に時間がなかったと思いますが、感謝申し上げたいと思います。その上で、たたき台の概要版を元に、いくつかご検討させていただけたらと思っております。

まず、I Rについてはメリットもデメリットもあり、色々なソリューションをしっかりと提示していかなければいけないということなのですが、北海道が今後も観光でしっかりと牽引していく、地域を元気にしていくということを考えるのであれば、そろそろ投資が必要でありますので、そういった投資にも大変力をかけていかなければならない方向にあるのかなということ考えています。北海道については、資源が世界水準であるとか、観光地、デスティネーションとしても世界的というような、「世界」という言葉が冠につく地域なんですけれども、北海道が北海道らしくありながら世界水準として、何が実態なんだろうかということについては、まだ共有化されていないなというふうに思っております。将来できるこのI Rが、北海道における世界水準の一つをしっかりと表していく、北海道の観光を牽引していくものであってほしいという思いが私の中にまずあります。

それを踏まえまして、概要版の左上の導入の意義のところ「良質な雇用の創出」ということがあります。この良質な雇用の創出について、少し柔軟に考えていただけたらと思います。一般的な、需要が沢山あるからビジネスが増えて雇用があって…ということだけではなくて、アメリカでよく言われておりますが、M I C Eというものが稼働してくると、それを支える周辺ビジネス、それからベクトルを革新するようなビジネス、そういったものが非常に増えていくということですね。ビジネスの種類が増えていく、これがM I C Eの御利益の一つだというふうに言われていますので、是非道内の若者の起業も含めて、小さな、細かなビジネスでも構いませんので、質の良い雇用を道内に増やす。これは社会の安定性の基盤にもなっていくしますので、大事だというふうに思います。

基本コンセプトのところについては、細かいことも含めていくつかありますが、まずM I C E施設につきましては、全体的にここだけが北海道の中で浮いてしまわないように、全道との接点を一生懸命つくっていただきたい。それは体験プログラムであったりする

と思いますが、MICEの場合はMもIもCもEも参加者がテクニカルビジットやエクスカージョンなど、何かと理由をつけて現場を見に行くという機会が非常にございます。色々な種類のものがありますので、知恵を使ってしっかりと訴求するようなものをつくらないといけないのですが、そうしたビジット先、これは道内の企業に聴取するなどして接点を持っていただけたらと思います。

世界的にもMICEといえば「グリーンMICE」もございますので、環境配慮型、お昼に食べるケータリングの食事の食器なども自然に還っていくといった点まで徹底するような競合国が沢山出てきていますので、北海道のMICEとなりますと、そういったところで負けてはいられないと思います。グリーンというところも非常に大事にさせていただけるといいかなというふうに思っております。

それと、宿泊施設のところの表現ですが、私の勘違いがあれば申し訳ございません。「日本を代表するハイグレードホテルを中核に」という表現があつて、この表現をそのままとりますと、外資系のホテルはだめなのかなというような読まれ方がされるかもしれません。世界的に通用するホテルでいいということかと思っておりますので、もちろん日本のブランドも外資系のブランドもOKなんだろうなということが誤解なく伝わるようにしていただけたらいいかなと思いました。

優先すべき候補地について、考え方には異論ないんですけども、これは観光側からお願いになるのかもしれませんが、ここを仕切る事業者さん等に、データを出してほしいんですね。要するに、北海道全体が観光のマーケティングを科学的に行っていくときに、IR拠点から上がってくるデータは大変重要なものになっていくと思いますので、そういったことにきちっと協力してくれる事業者さんやIRのエリアであってほしいというふうに思います。最初から言っておかないと、「経営データですから」と言って提供を断られることもありますので、その案配をとりながら、一緒に北海道の観光を盛り上げていくためにはしっかりと情報を提供していただくというスタンスが大事なかなと思いました。

社会的影響のところも、それぞれ皆様からご指摘が出ているところだと思います。まとめのところの効果の最大化と影響の最小化は、非常に大事なことでありますが、この二つを並べていただくと、誰が全体をマネジメント、ガバナンスするのかと。誰が全体を見るのかということがとても重要になってくるのかと思います。まだこの段階では書けないのかもしれませんが、主体が誰というところですね。これは道庁さんだけでやることではないし、皆でやらなければならないのですが、皆とは誰なのかというところは議論があらうかと思いますが、最大化、そして最小化、このプロセスをしっかりとマネジメントしながらやっていくんだと、そうした主体やプロセスを明確にしていくんだということも重要だと思います。

また、北海道も災害に対するリスクとは無縁ではないので、そうしたことに対してもある程度強いというところがなければいけないかなと思いました。そして、今皆様方がそれぞれの言葉でご指摘をされていましたが、私は今の段階から、インナーブランディングを

していく必要があると思っています。やっぱり中がまとまっていけば最強ですよ。そういうところをプロセスの公開や、ディスカッションを一緒にしていく場の設定なども含めて、インナーブランディングという感覚でそろそろ理解促進をしていかれるといいかなというふうに思いました。以上です。ありがとうございます。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。「IRに関する基本的な考え方」のたたき台について、各委員からご意見をいただきました。皆さんのご発言を踏まえて、何か付け加えて、追加のご発言はございますか。

■石井 至 氏

皆様方のご意見を聞いていて、そうだなと思ったことの一つが、IRの良い面を含めた理解の促進です。私は講演をよく頼まれるんですが、昨年の11月に道内で世界のIRについての講演を頼まれました。シンガポールやマカオに行く人は多いんですが、IRは世界色々なところにあって、例えば南アフリカのサンシティというところはサファリを売りにしているIRがあり、ドイツのブラックフォレストのバーデンバーデンはテルマエ・ロマエ（古代ローマ時代から続く温泉地）ですから、温泉と大人の社交場を売りにしていますし、ドミニカ共和国のプンタカーナのIRの場合はまさにビーチリゾートの雰囲気満載のIR、マレーシアのゲンティン・ハイランドは農業とコラボしたIRなど、色々なものがあるという話を、私は全部行ったことがあるので写真を見せながらお話ししたら、聞いた方は「色んなIRがあるんですね、楽しそうですね」というようなご意見でした。私にしてみると、当たり前のことを話ただけなんですけど、色々なものがあって楽しいんだということが意外と知られていないんだなと思いました。ラスベガスのショーも本当の素晴らしいですよ。私は個人的にギャンブルは全くしないので、ラスベガスに行くとショーを観たり食事をしたりして過ごしますが、それでもすごく楽しいので、他の先生方が仰ったとおり、ギャンブル依存症の問題にあまり特化しないで、良い面も含めてすごく前向きで楽しいんだということも理解していただけるような機会があるといいかなというふうに思います。

もう一つが、参考資料1-2の開業プロセスのところ、今日先生方に色々ご指摘いただいたことを、実施方針に実際に落とし込んでいかないと、それを反映した提案が出てこないと思いますので、将来、実施方針を策定することになる場合は、矢ヶ崎先生が仰ったとおり、透明性を確保して進めることが重要です。放っておくと、コンサル会社に大金を払ってコピペのようなものが出てくるのが相場なので、それだと懇談会を開いている意味がありません。実施協定案のたたき台としてコピペが出てくるのは構わないのですが、それに今まで4回、今後もあるのかもしれませんが、こうした懇談会の議論や色々な方の意見をきちっと反映できるようなプロセスにしていきたいなと思います。以上です。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。一通り皆様方から「基本的な考え方」についてのご意見をいただきました。全てのまとめをこの時点で、という形での取りまとめというのはなかなか難しいと思います。座長という私の立場からは、今日新たに示されたご意見については、これまで3回にわたって個別に議論したものを道の方で集約していただき「たたき台」について、改めて全体を「基本的な考え方」としてまとめることで見えてくる論点ですとか、様々な部分を追加するということも含めて、貴重なご意見が改めて今日出たのではないかなと感じております。ぜひそれを道はしっかりと受け止めていただきたい。また、透明性という部分もあるかと思しますので、これから北海道民の方たちのご意見も踏まえていきながら、この「基本的な考え方」をより良きものにブラッシュアップしていただきたいと、私の立場から申し上げます。

座長ということではなく、地域の政策に関わる活動を行ってまいりましたので、その立場から全体の感想をお話しさせていただきたいと思えます。実は1月の9日、10日と「IRショーケース」という催しが札幌で開催されました。IRに関するショーケース、民間の方たちが中心となってIRについて情報発信し、議論や理解を深めるということで、関西に続いて北海道が2回目だったそうで、私も基調講演をいたしました。私がIRのショーケースに参加して感じたのは、北海道以外の、国内だけではなく海外も含めて多くの民間の方たちが北海道という地域に関心を持っていて、実は投資の機会として見れば、すごい関心が北海道に集まっていることを感じました。もちろん投資というのは色々な考え方があり、ただそれに対して北海道という地域は受け身ではなくて、投資の関心というものをいかに北海道のこれからの活性化、長期的な発展に結びつけていくか、北海道としての地域の提案をどこまでできるのか、そこが問われているのだなと感じました。

IRについては皆様と一緒に有識者懇談会で議論してきましたが、地域の政策としてIRを見た場合、一つはこれまで観光の取組、宿泊あるいはMICE、ゲートウェイなど、個々ばらばらの制度であるわけです。IRはそれを一体として、総合的に観光政策として進めていこうとする政策であり、なおかつ非常に強い収益構造を持つカジノを組み合わせる法制度上一本化したということは地域政策の研究者として非常に関心があります。ただ、これはなかなか難しい挑戦です。しかも民間の事業者、民間の機動力を主体的に活かし所有、経営、運営を民間が一体性を確保して進めていくという挑戦でもあるわけです。実はこれはなかなか難しい制度設計で、これまでの歴史的経験がない中での全く新しい挑戦になります。一方で、その中で社会的影響、特にカジノに関するギャンブル依存問題を合わせて議論を進めていくという、その中で制度設計をしていくというのは実は地域政策としての新しい挑戦が始まっているのです。そこでは、私自身はあまり最初からきちっと制度の詳細を固めてしまうという議論は本当に良いのかどうか疑問です。そこは今までの国のやり方についても地方の立場からはしっかりと地域の特性を活かす余地を残すという、

また民間の発意も活かすという、その部分をしっかりと主張し、強く求めていく姿勢が大事なのかなというところも感じております。

特に制度設計というところでお話をしましたが、この議論はまだ始まったばかりで、これから深めていく必要性のあるテーマではないかと思っております。その中で、今国の方で、政令の話もありましたが、北海道の持っている特性を活かす、北海道型のIRという面では、北海道としての特性をどのように示していくのかという視点が大事ではないかなと思います。先ほどから皆様方のご発言にも北海道の現状はどうか、それを踏まえた主張、また北海道らしい地域の政策展開を進めていくことが大事というお話もありました。問題解決の先進地域であるという取組を進めることが、北海道のブランド力を高めていく。それが結果的にIRの政策の効果を高めていくということに繋がっていくのではないのかなと思います。それにより幅広い人々が一緒に知恵を出していけるような場所づくりを心がけていただきたいと思いますと感じております。私自身の個人的な考えを少しお話しさせていただきました。

ということで、今日の予定された議論については以上でございますが、全体を通して何かご発言はございますか。よろしいでしょうか。それでは、今後の本懇談会の位置づけなどについて、事務局から説明がございます。

■本間観光振興監

今回も貴重なご意見をありがとうございました。先に、お手元の資料の参考資料2「IRに関する地域説明会」のリーフレットがございます。今回の有識者懇談会を踏まえまして、まず札幌、釧路、苫小牧で今週、来週と説明会を開催する予定でございます。その後、函館、旭川、帯広、網走の各会場でも地域説明会という形で道民の方々の理解を深めてまいりたいと思いますので、この概要につきましてもまたお知らせしていきたいと思っております。

昨年7月に本懇談会を設置しまして、これまで北海道IRの基本コンセプトや、優先すべき候補地、社会的影響対策の方向性という、当初想定しておりました3つの検討テーマにつきましてもご議論いただいていたところでございます。皆様方から頂戴した専門的な見地からの貴重なご意見を踏まえまして、事務局で取りまとめました今回の「基本的な考え方」のたたき台につきましても、本日改めてご意見をいただいたところでございます。

今後、道におきまして、本日の懇談会での議論の内容はもちろん、地域説明会やホームページ等を通じて寄せられました道民の皆様のご意見などを参考に、引き続きIRに関する検討を進めてまいりたいと考えております。

本懇談会におきます「IRに関する基本的な考え方」に関するご議論につきましては、今回をもちまして一旦一区切りとさせていただきたいと思っておりますが、今後、道におきまして検討を進める上で、必要に応じまして、有識者の皆様からご意見を伺うことも想定されますことから、懇談会の枠組みを残していきたいと考えておりますので、引き続きご協力

の程、よろしくお願ひしたいと思ひます。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。今事務局の方から説明がございましたが、「基本的な考え方」に関する懇談会の議論は今回で一区切りということですが、今後は北海道において先ほどご説明がありましたように、地域説明会を各地で開き、道民意見を聴いていただきながら、「基本的な考え方」を取りまとめていただくという形になります。また、引き続き、懇談会の枠組みを残していくというご説明がございました。これについてご意見はございますか。よろしいでしょうか。

議事と、今後の懇談会の進め方については以上でございます。進行を事務局にお返ししたいと思います。

3 閉会

■本間観光振興監

本日は大変闊達なご意見、ご議論をありがとうございました。また、約半年間にわたりまして、ご多忙の中、本懇談会にご出席いただきまして、専門的な見地から貴重なご意見を賜りましたことを改めて感謝申し上げたいと思ひます。本当にありがとうございます。引き続き、道におきまして、I Rの誘致につきましてしっかりと検討してまいりたいと思ひます。引き続きよろしくお願ひいたします。本当にありがとうございました。